

＝平成20年6月1日以降に有効期間が満了する
介護保険施設・事業所の皆様へのお知らせ＝

**有効期間満了日の3ヶ月前の該当月中に
指定更新(許可)申請を受付けます**

本年5月31日までに指定(許可)の有効期間が満了する事業者については、平成19年7月から集中受付期間を設け、順次、更新申請を受け付けてきましたが、集団指導でもお知らせしているとおり、**今後は、原則として、指定等の有効期間満了日の3か月前の該当月中において、京都市内の施設・事業所は府庁介護保険事業室、京都市以外の施設・事業所は各管轄の保健所を窓口とし、指定(許可)更新申請の受付を実施します。**

＜指定(許可)更新申請受付の例＞	事業所の現在の指定日	平成12年6月15日
	指定の有効期間満了日	平成20年6月14日
	受付期間	平成20年3月中

- ▶ **指定の更新申請月等については、別表で確認願います。**
- ▶ 経過措置がありますので、更新時期に留意願います。
また、事業所が移転し、事業所番号が変更している場合も、有効期間満了は当初の指定日から起算することになりますので、事業所を移転した場合、特に更新時期について御注意願います。
- ▶ 更新にかかる必要な手続きがなされていない場合、有効期間の満了日をもって介護保険サービス提供が出来なくなりますので御留意願います。なお、休止中の事業所であっても同様であり、更新時に人員基準等を満たしていることが要件となります。

詳しくは、この【最新情報】の「●介護保険事業者指定・許可の更新について【最新情報に継続登載中】(2007年5月31日)」をご覧ください。